

「外来・在宅ベースアップ評価料」に係る掲示について

○当院では、令和8年3月より「外来・在宅ベースアップ評価料」の算定を開始させていただきます。

医療機関で働く職員の賃金引き上げを目的とした制度です。ベースアップ評価料で得た診療報酬の全額を職員の賃上げに使用することを条件に算定可能な評価料となります。

「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」の算定点数

診療行為	点数
初診時	6点
再診時	2点

「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8」の算定点数

診療行為	点数
初診時	16点
再診時	2点

皆様のご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

横浜市総合保健医療センター診療所

センター長 塩崎一昌